

羽秘収第760号
令和8年1月28日

公益社団法人行田法人会
会 長 清水 龍男 様
羽生支部長 斎藤 哲也 様

羽生市長 河田 晃明



令和8年度税制改正に関する提言について（回答）

本市行政について、日頃から格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、貴団体から提出いただきました標記の提言について、別紙のとおり回答します。

令和8年度税制改正に関する提言（重点項目・地方関係）

I. 税・財政改革のあり方

- ・参院選に向けた物価高対策の公約として、「消費税減税」がクローズアップされたが、消費税率を引き下げた場合の減税分は別の財源を確保するか、結局は国債に頼らざるを得なくなる。物価高対策や低所得者対策は消費税減税で対応するのではなく、真に支援が必要な人に限定した給付措置が望ましい。

【回答】（財政課）

- ・当市においても、生産年齢人口減少による個人市民税への影響、高齢化進行による民生費増大、生活インフラ等の更新に多大な費用がかかる事について、避けては通れないと想定しています。
- ・限られた財源を、如何に費用対効果を高め、政策を取捨選択していくか、今まで以上にシビアに取り組んでまいります。
- ・今後、大規模な自然災害や新たな感染症の拡大等、有事の際には膨大な財政需要が発生することも想定される。そうした事態が起きた場合でも、機動的な財政出動を可能にするために財政健全化は必要な取り組みである。

【回答】（財政課）

- ・財政調整基金について一定額を確保することなどで、緊急的な財政需要に対応できるよう、今後も財政健全化に取り組んでまいります。
- ・国・地方の財政健全化は、歳出・歳入の一体的改革によって進めることが重要である。地方を含めた政府・議会は「まず隗より始めよ」の精神に基づき、自ら身を削って行政改革を推進しなければならない。

【回答】（企画課）

本市では、第6次羽生市行政改革大綱を策定しています。この大綱に基づき行政改革を集中的・計画的に実施するための短期的実行計画として、令和5年度から令和9年度までを計画期間とした後期行政改革プログラムを位置付けております。プログラムでは、新たな財源確保の検討や経費の節減・合理化などの項目を定め、計画的に行財政改革に取り組んでいるところです。

引き続き、持続可能な行政経営を実施するべく不断の努力を続けてまいります。

- ・政府は引き続きマイナンバー制度の意義を周知するとともに、行政事務のコストカットに資する等、その具体的な効用を国民や事業者に明示するなどして、マイナンバーカードの利用拡大を促す必要がある。

【回答】（市民生活課）

マイナンバー制度は、行政機関等での情報連携をすることにより、行政の効率化及び国民の利便性の向上を図ります。

これからのデジタル社会の基盤として、引き続きカード取得促進に努め、マイナンバーカードによる保険証及び免許証の一体化など、マイナンバーの利用拡大の周知に努めてまいります。

Ⅱ. 経済活性化と中小企業対策

中小企業は地域経済の重要な担い手であるだけでなく、日本経済の礎でもある。中小・零細企業は企業全体の9割以上、国内雇用の7割を占める大きな存在である。そうした企業が将来にわたって存続し、存在感を発揮し続けるためには、中小企業の活性化が不可欠である。地方創生の観点からも政府と自治体が緊密に連携しながら、地域の中小企業に元気を与えるような税制措置を強く求める。

【回答】（税務課）

中小企業の活性化につながる固定資産税の特例等の税制措置につきましては、国の税制改正に合わせ、適宜対応してまいります。

Ⅲ. 地方税関係

1. 固定資産税の抜本的見直し

都市計画税と合せて評価方法および課税方式を抜本的に見直すべきである。また、固定資産税は賦課課税方式であり、納税者自らが申告するものではないことから、制度に対する不信感も一部見受けられる。地方自治体は、税の信頼性を高めるための努力が必要である。

（１）商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。

- (2) 家屋の評価は、経過年数に応じた評価方法に見直す。
- (3) 償却資産については、納税者の事務負担軽減の観点から、申告対象外となる「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産にまで拡大するとともに、賦課期日を各法人の事業年度末とする。なお、償却資産に対する課税は企業の設備投資意欲を阻害する要因ともなっていることから、諸外国の適用状況等を踏まえ、廃止を含め抜本的に見直すこと
- (4) 固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げる。
- (5) 国土交通省、総務省、国税庁、都道府県がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。

【回答】(税務課)

「1. 固定資産税の抜本的見直し(1)～(5)」提言のうち(1)～(4)の評価方法及び課税方法の抜本的見直しについては、法律及び評価基準等の改正が必要となります。また、(5)につきましても、評価方法の差異につきましても、関係省庁及び都道府県において議論されるものであり、国等の動きを注視してまいります。

2. 超過課税

住民税の超過課税は、個人ではなく主に法人を課税対象としているうえ、長期間にわたって課税を実施している自治体も多い。課税の公平を欠く安易な課税は行うべきでない。

【回答】(税務課)

現在、本市では超過課税は行っておりません。また、現時点で新たに超過課税を実施する予定もございません。

3. 法定外目的税

法定外目的税は、税の公平性・中立性に反することのないよう配慮するとともに、税收確保のために法人企業に対して安易な課税は行うべきではない。

【回答】(税務課)

現在、本市では法定外目的税の課税は行っておりません。また、現時点で新たに課税する予定もございません。

4. その他

(1) 国税電子申告（e-Tax）と地方税の電子申告（eLTAX）の利用件数は年々拡大してきているが、制度の一層の利便性向上と、システムの連携または一体化すること等により、さらなる促進を図ること。

【回答】（税務課）

令和8年から、eLTAXを利用した住民税申告が可能となり、住民の利便性向上と電子申告の増加が期待されております。また、eLTAXの第5期更改も予定されており、さらなる利用の促進につながるよう対応してまいります。

(2) 森林環境税は、森林譲与税として地方自治体に配分されるが、その配分方法や税が有効に活用されているか等についてしっかり検証することを求める。

【回答】（企画課）

森林環境税につきましては国税であり、森林環境譲与税につきましても国の制度であるため、効果的で公正な配分となるよう、機を捉えて国に対し地方の意見を提言してまいります。本市においては、森林環境譲与税は公共施設の木質化に充当し、市広報等において税の用途について公表しており、今後も当制度の目的に沿って活用してまいります。

IV. 地方のあり方

地方経済の活力を今後も維持しながら、地方の活性化を促すためには東京一極集中の是正が急務である。地方自身がそれぞれの特色や強みを生かした活性化戦略を練り上げ、民間主体の創意工夫を駆使することで新たな地場技術やビジネス手法を開発していかなければ、地方独自の真の活性化にはつながらないと考えべきである。

【回答】（企画課）

本市では、地方版総合戦略である第3次羽生市まち・ひと・しごと創生総合戦略を令和7年度から開始し、人口減少問題の克服や持続可能な地域社会の実現に取り組んでおり、また、ふるさと応援寄附の推進やふるさと産品創出支援事業による本市の地場産品のPRや創出支援などにも積極的に取り組んでおります。引き続き、多

様な主体と連携し、地方創生の取組をより一層推進してまいります。

V. 租税教育の充実

税は国や地方が国民に提供する公共サービスの対価であり、国民全体で等しく負担する義務がある。また、税の適正な納付はもちろんのこと、その用途についても厳しく監視することが極めて重要である。しかしながら、税の意義や税が果たす役割について、必ずしも国民が十分に理解しているとは言えない。学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組み、納税意識の向上を図っていく必要がある。

【回答】（税務課）

本市では、国の次代を担う児童・生徒に対し、租税教室を行っております。目的は、国及び地方公共団体の財政を支える租税の意義や役割を正しく理解してもらい、税金の使い道に関心を持ってもらうことで、納税者として社会や国の在り方を主体的に考えるという自覚を育てていくことです。今後も引き続き行田税務署と協力し、租税教室を実施してまいります。